

# 公益財団法人全国高等学校体育連盟バドミントン専門部規約及び運営に関する内規

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本専門部は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下（公財）全国高体連と略称）バドミントン専門部（以下（公財）全国高体連専門部と略称）と称する。
- 第2条 本専門部は、会務処理のために、事務局を部長指定の場所に置く。なお、事務局規程を別に定める。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本専門部は、（公財）全国高体連規約に基づき、公益財団法人日本バドミントン協会（以下（公財）日本バドミントン協会と略称）と緊密な連絡をとり、全国都道府県高等学校におけるバドミントン競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本専門部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 バドミントン競技に関する調査研究
  - 2 高等学校生徒のバドミントン競技に関する指導奨励
  - 3 全国高等学校総合体育大会（以下、全国高校総体と略称）の開催に関する審議及び開催
  - 4 全国高等学校選抜バドミントン大会（以下全国高校選抜大会と略称）の開催に関する審議及び開催
  - 5 各都道府県高等学校体育連盟バドミントン専門部（以下、各都道府県高体連専門部と略称）相互の緊密な連絡調整
  - 6 （公財）全国高体連との連絡調整
  - 7 関係諸団体との連絡調整
  - 8 関係各種刊行物の発行
  - 9 その他、本専門部の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

- 第5条 本専門部は、各都道府県高体連専門部をもって組織する。

## 第4章 役職及び職務

- 第6条 本専門部には、次の役員を置く。
- 1 顧問 若干名
  - 2 部長 1名
  - 3 副部長 若干名
  - 4 常任委員 9名以上 [全国9地区各1名、部長指名若干名]
  - 5 事務局長 1名
  - 6 事務局員 若干名 [必要により置くことができる]
  - 7 監事 2名
- 第7条 役員選出規程を別に定める。
- 第8条 各役員の職務は、次のとおりとする。
- 1 顧問は、重要な会務に関し、部長の諮問に応ずる。
  - 2 部長は、本専門部を代表し、会務を統括する。
  - 3 副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、副部長がその職務を代行する。
  - 4 常任委員は、会務を処理する。
  - 5 事務局長は、別に定める事務局規程により、事務を処理する。
  - 6 事務局員は、事務局長を補佐する。
  - 7 監事は会計を監査する。
- 第9条 役員は、学校教育法第50条・第1項に規定する学校長・教頭・教諭の職にある者があたる。ただし、顧問はこの限りではない。
- 第10条 各役員の任期は、次のとおりとする。
- 1 本専門部の役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、監事の任期は2年とし、再任はしない。
  - 2 補欠又は増員によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

- 第11条 （公財）全国高体連専門部会（以下、常任委員会と略称）は、次のとおりとする。
- 1 部長が召集する。
  - 2 定例の会議は、毎年、全国高校総体組み合わせ会議時・全国高校総体開催時・全日本研修合宿開催時・全国高等学校選抜大会組み合わせ会議時とする。また、全国高校選抜大会開催時に開催することもある。
  - 3 その他必要がある時は、臨時に開催することが出来る。
  - 4 会議は、部長・副部長・常任委員・事務局で構成する。
  - 5 議長は、副部長があたる。記録は、事務局があたる。
  - 6 会議は、部長・副部長・常任委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 7 会議の表決は、出席者の過半数の決議で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
  - 8 常任委員会は、以下のような会務を行う。
    - (1) （公財）全国高体連専門部委員長会議（以下、委員長会議と略称）の議案の作成・審議
    - (2) 関係諸団体から委託された事項の審議・処理
    - (3) 関係諸団体で決議された事項の処理
    - (4) 緊急事項の審議・処理
    - (5) その他の会務の審議・処理

第12条 委員長会議は、次のとおりとする。

- 1 部長が召集する。
- 2 役員の承認・予算・決算・規約の改正等重要事項を審議する最高決議機関である。
- 3 定例の委員長会議は、全国高校総体開催時に開催する。
- 4 その他必要がある時は、臨時に開催することができる。
- 5 委員長会議は、顧問・部長・副部长・常任委員・事務局・監事・各都道府県高体連専門部委員長、及びその他同会議関係者で構成する。
- 6 議長は、副部长があたる。記録は、事務局があたる。
- 7 全国都道府県数（48、北海道は2）を定数とし、その3分の2以上（委任状含）の出席をもって成立する。なお、出席できない時は、同都道府県内の他の者に代行させるか全国専門部長（委任状により）に委任することができる。
- 8 会議の決議は、出席都道府県（各都道府県1票、北北海道1票、南北海道1票、含委任状）の過半数の決議で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第13条 緊急な事項で委員長会議を開催できない場合は、常任委員会がその決定を代行し、次の委員長会議で報告することができる。

## 第6章 各種委員会

第14条 本専門部は、事業遂行のため必要あるときは、常任委員会の審議により、各種委員会を設けることができる。委員会の名称・目的・委員の定数、その他必要な事項は常任委員会で定める。なお、各種委員会内規を別に定める。

## 第7章 表彰

第15条 本専門部において、特に功績のあった者を表彰する。なお、表彰規程を別に定める。

## 第8章 会計

第16条 本専門部の経費は、次にかかげるもので支弁する。

- 1 （公財）全国高体連からの補助金
- 2 各都道府県専門部（48、北海道は2）からの分担金
- 3 （公財）日本バドミントン協会からの助成金
- 4 事業による収入
- 5 寄付金
- 6 その他の収入

第17条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 会計規程を別に定める。

## 第9章 規約改正

第19条 本専門部の規約改正は、委員長会議の決議による。

## 第10章 組み合わせ

第20条 全国高校総体・全国高校選抜大会の組み合わせ基準を別に定める。

## 附 則

本規約にて規定なき細則は、必要に応じて常任委員会で作成する。

本規約は、昭和55年7月31日に制定する。

本規約は、昭和55年7月31日に施行する。

本規約は、平成10年7月31日より一部〔第4章、第6条・第8条〕追加し、施行する。

本規約は、平成20年7月27日より一部〔表題、第1章第1条、第2章第3・4条、第3章第5条、第4章第6・8・11条、第5章第12・13・14条、第6章第15条、第7章16条、第8章17・18・19・20条、第9章20条、第10章第21条〕を改定・追加・削除し、施行する。

本規約は、平成25年8月5日より一部〔表題、第1章第1条、第2章第3・4条、第4章6・8条、第5章第11条、第8章第16条〕を改定・追加・削除し、施行する。

本規約は、平成26年7月31日より一部〔第4章、第10条〕訂正し、施行する。

## 事務局規程

- 第1条 本規程は、（公財）全国高体連専門部規約第1章3条により、本専門部の円滑な運営をはかるために定める。
- 第2条 本事務局は、次の事項について事務を処理する。
- 1 総務関係
    - (1) 公印の保管
    - (2) （公財）全国高体連との連絡調整
    - (3) （公財）日本バドミントン協会との連絡調整
    - (4) 関係諸団体との連絡調整
    - (5) 運営を推進するための業務
    - (6) その他総務に関わること
  - 2 庶務・文書関係
    - (1) 文書の收受・処理・発送・整理・保管・処分等
    - (2) 諸会議の会議録・行事等の記録
    - (3) 関係各種刊行物の発行
    - (4) その他庶務に関わること
  - 3 経理関係
    - (1) 予算・決算
    - (2) 収入・支出
    - (3) その他経理に関わること
- 第3条 事務局は、部長の指示を受けて事務を処理する。
- 附 則 本規程は、昭和47年7月31日より施行する。  
本規程は、平成20年7月27日より一部 [第1・2・3条]を改定し、施行する。  
本規程は、平成25年8月5日より一部 [第1条、第2条1]を改定し、施行する。

## 役員選出規程

- 第1条 （公財）全国高体連専門部規約第4章第8条により、役員規程を次のとおり定める。
- 第2条 本専門部の役員は、常任委員会及び選考委員会（全国9地区各1名）において選出し、委員長会議の承認を得ることとする。
- 第3条 顧問は、歴代部長および広く本専門部に関与する者の中より若干名を選出し、部長が推薦する。
- 第4条 部長は、広く本専門部に関与する者より、選考委員会において選出し、委員長会議において承認を得ることとする。なお、部長は、常任委員を兼ねることはできない。
- 第5条 副部長は、選考委員会において選出し、委員長会議において承認を得ることとする。なお、副部長は常任委員を兼ねることはできない。
- 第6条 常任委員は、部長が委嘱する。
- 第7条 事務局長は、各都道府県高体連専門部より選出し、部長が委嘱する。
- 第8条 事務局員は、必要により部長が委嘱する。
- 第9条 監事は、選考委員会において選出し、委員長会議において承認を得ることとする。なお、監事は、常任委員を兼ねることはできない。
- 附 則 本規程は、昭和44年7月31日より施行する。  
本規程は、平成10年7月31日より一部 [第8条] を追加し、施行する。  
本規程は、平成20年7月27日より一部 [第1・2・4・5・6・7・9条] を改定・追加・削除・し、施行する。  
本規程は、平成25年8月5日より一部 [第1条、第4条、第5条] を改定し、施行する。  
本規約は、平成26年7月31日より一部 [第2・4・5・6・7・8・9条] 訂正し、施行する。

## 表彰規程

- 第1条 (公財) 全国高体連専門部規約第7章第15条により、本専門部の振興発展に貢献した学校・団体・個人に対し、その栄誉を顕彰するために次の表彰規程を定める。
- 第2条 表彰の種類及び選考(推薦)基準は次のとおりとする。
- 1 全国高校総体及び全国高校選抜大会の学校対抗・個人対抗(単・複)において1～3位に入賞した学校・個人を表彰する。
  - 2 表彰
    - (1) 功労賞 (公財) 全国高体連専門部役員を退任した者を表彰する。  
(全国高校総体・委員長会議において表彰)
      - ア 部長・副部長
      - イ 常任委員・事務局長・事務局員(ともに2期又は4年以上在任した者)
    - (2) 優秀校賞
      - ア 全国高校総体学校対抗に10の倍数年連続(10・20・30・40年・・・)出場した学校を表彰する。
      - イ (全国高校総体・開会式において表彰)  
全国高校選抜大会学校対抗に10の倍数年連続(10・20・30・40年・・・)出場した学校を表彰する。  
(全国高校選抜大会・開会式において表彰)
    - (3) 感謝状 全国高校総体開催市町村への感謝状を(公財)日本バドミントン協会へ申請する。  
(全国高校総体・開会式において表彰)
  - 3 特別表彰(記念事業で行う表彰で、前回以後の10年間の成績)
    - (1) 特別功労賞 永年にわたり特に本専門部の振興発展に寄与した個人を表彰する。
      - ア 元全国専門部長・副部長
      - イ 元常任委員(2期以上)
      - ウ 常任委員(2期以上)
      - エ 常任委員が推薦する者(この10年間で特に功労がある者)
      - オ 開催都道府県専門委員長
        - ①全国高校総体開催地委員長を表彰する。
        - ②全国高校選抜大会開催地委員長を表彰する。
        - ③全日本ジュニアバドミントン研修合宿開催地委員長を表彰する。
    - (2) 功労賞 各都道府県専門部の部長、委員長で特に功績があった者又は同等な功績があった者(原則的には4期又は8年以上在任した者)を表彰する。
    - (3) 優秀監督賞
      - ア 全国高校総体学校対抗において2回以上優勝した監督を表彰する。
      - イ 全国高校選抜大会学校対抗において2回以上優勝した監督を表彰する。
    - (4) 優秀校賞
      - ア 高校総体学校対抗に10の倍数年以上出場した学校を表彰する。  
(前回より上の回数のみ表彰)
      - イ 全国高校選抜大会学校対抗に10の倍数年以上出場した学校を表彰する。  
(前回より上の回数のみ表彰)
      - ウ この10年間に5回以上の優勝に達した学校を表彰する。
        - ①全国高校総体学校対抗に優勝した学校を表彰する。
        - ②全国高校選抜大会学校対抗に優勝した学校を表彰する。
    - (5) 感謝状 永年にわたり本専門部の振興発展に寄与した団体又は個人を表彰する。  
  
※ この10年間に表彰対象になった学校や個人を表彰する。  
※ 勤務校が変更になった後の成績や男女別での成績は、通算で考える。  
※ 同一人の表彰は一回一賞とし、同一人が同時に複数の賞の候補者になった場合の賞の選択は、受賞候補者に任せる。また、功労賞と感謝状の同一人への表彰は、原則として一回限りとする。  
ただし、過去の受賞後も、特に功績があった者又は同等な功績があった者(功労賞は、この10年間で3期又は6年以上在任した者)はこの限りではない。
- 第3条 推薦の方法は次のとおりとする。
- 1 (公財) 全国高体連専門部(部長・副部長・常任委員・事務局)よりの推薦
  - 2 各都道府県専門部よりの推薦
  - 3 各地区(全国9ブロック)専門部よりの推薦
- 第4条 受賞候補者の推薦は、次のとおりとする。
- 1 大会ごとの表彰については、(公財) 全国高体連専門部が行うものとする。
  - 2 特別表彰については、本専門部所定の様式により、当該大会開催年6月末日までに全国専門部長(事務局)あてに送付すること。ただし、全国高校選抜大会関係は当該大会開催年1月末日までとする。
- 第5条 前条において推薦された者については、常任委員会において選考決定する。
- 第6条 表彰は、原則として全国高校総体は委員長会議が開会式又は記念式典で、全国高校選抜大会は開会式又は記念式典で行うこととする。
- 第7条 表彰は、原則として賞状等を授与する。
- 第8条 受賞候補者が故人である場合であっても、追彰することとする。
- 第9条 受賞のため要する経費(旅費・宿泊費)は、本人が負担することとする。

附 則 本規程は、昭和54年7月31日より施行する。  
本規程は、平成9年7月31日より一部 [第2条2(1)(3)・3(1)(2)(3)(4)・  
第6条]追加・改正し、施行する。  
本規程は、平成10年7月31日より一部 [第2条2(2)] 追加・削除・改正し、施行する。  
本規程は、平成20年7月27日より一部 [第1・2・3・4・5・6条]を改定・追加し、施行  
する。  
本規程は、平成25年8月5日より一部 [第1条、第2条2、第3条、第4条]を追加・削除・改  
定し、施行する。  
本規約は、平成26年7月31日より一部 [第2条2(1)、3(1)(2)(3)(4)] 追加・訂正し、施行  
する。

〇〇 年 月 日

(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部長 様

推薦団体名 高体連バドミントン専門部

役職名・責任者名 印

(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部 特別表彰 受賞候補者推薦書

下記のようなことで、受賞候補者を推薦いたします。

該当賞名	表彰候補者名・学校名	推薦理由
特別功労賞		
功労賞		
優秀監督賞 (高校総体)		
優秀監督賞 (高校選抜)		
優秀校賞 (高校総体)		
優秀校賞 (高校選抜)		
感謝状		

\* 〇〇 年3月末日までに提出してください。

## 会計規程

第1条 (公財) 全国高体連専門部規約第8章第18条により、本専門部会計の予算・決算・監査および執行に関することについて次のような会計規程を定める。

第2条 本専門部の会計事務を処理するために、会計担当(事務局長が兼務)を置く。

第3条 会計業務の執行は、部長の承認のもとに事務局長が行う。

第4条 本専門部には、次の諸帳簿を備えることとする。

- 1 予算書
- 2 予算差引簿
- 3 現金出納簿
- 4 現金通帳

第5条 会計の予算・決算の立案・作成、審議、決定又は承認、および、監査は次のとおりとする。

- 1 予算・決算の立案・作成は、部長の指示のもとに事務局長(会計担当が兼務)が行う。
  - (1) 予算は、前年度中に暫定予算を立案・作成する。
  - (2) 決算は、原則として会計年度終了後、1ヶ月以内に作成する。
- 2 予算・決算の審議、決定又は承認は、次のとおりとする。
  - (1) 予算は、当該年度の全国高校総体の常任委員会で審議、決定する。
  - (2) 決算は、翌年度の全国高校総体の常任委員会で審議、決定する。
  - (3) 予算・決算ともに、全国高校総体の委員長会議において承認を得るものとする。
- 3 監査は、全国高校総体の常任委員会での審議に先立って、原則として、部長・事務局長立会いのもとに受けることとする。

第6条 全国高校総体において、記念事業を実施する時は、臨時に分担金を徴収することができる。臨時徴収金は、前年度の常任委員会において審議、決定する。

第7条 会計の収支項目及びその内容は、次のとおりとする。( (公財) 全国高体連に準拠する)

### 1 収入の部

- (1) 事業費 広告料・協賛金・機関誌・物品販売収入等
- (2) 補助金 (公財) 全国高体連・(公財) 日本バドミントン協会等からの補助
- (3) 分担金
  - ア 分担金額 各都道府県専門部、各30,000円  
(ただし、北海道は60,000円)
  - イ 海外派遣基金 各都道府県専門部、各5,000円  
(ただし、北海道・開催県は10,000円)
  - ウ 臨時徴収金 常任委員会において審議・決定する。
- (4) 寄付金 本専門部運営のための寄付
- (5) 雑収入 預金利子及び上記(1)～(4)以外の収入
- (6) 繰入金 他会計からの繰入
- (7) 未収入金 前年度決算における収入
- (8) 前年度繰越金 前年度決算における繰越

### 2 支出の部

- (1) 事務費
  - ア 委員会費 (公財) 全国高体連会旅費、常任委員会旅費
  - イ 海外遠征 国際交流派遣費補助
  - ウ 強化合宿 研修合宿補助
  - エ 負担金 (公財) 日本バドミントン協会加盟負担金
  - オ 運営補助 各全国大会補助、選抜ブロック予選補助、研修合宿補助
  - カ 通信運搬 各種通信・運搬
  - キ 広報費 専門部HP運用費
  - ク 印刷製本 表彰状印刷等
  - ケ 保険料 大会・海外遠征等の保険金
  - コ 諸謝金 筆耕者等の謝礼等
  - サ 雑支出
- (2) 管理費
  - ア 会議費 (公財) 全国高体連会議費、常任委員会会議費
  - イ 旅費交通 別に定める「旅費等の支出に関する基準」による
  - ウ 通信運搬 郵送料・電話電報料・宅配送料等
  - エ 消耗品費 各種消耗品等
  - オ 印刷製本 専門部運営に関する諸印刷費
  - カ 渉外費 渉外(香典・壮行祝等)に関する経費
  - キ 事務局運 事務運営上の経費
  - ク 雑費 上記ア～キ以外の諸経費
    - ① 慶弔費 別に定める「慶弔費等の支出に関する内規」による
    - ② 見舞金 同上
    - ③ 表彰費 同上
- (3) 繰入金 他会計への繰入
- (4) 未払金 次年度への未払繰越
- (5) 次年度繰越金 次年度への繰越

附 則 本規程は、昭和55年7月31日より施行する。  
本規程は、平成20年7月27日より一部 [第1・5・6・7条] を改定・追加し、施行する。  
本規程は、平成25年8月5日より一部 [第1条、第5条、第6条、第7条1・2] を追加・削除・改定し、施行する。

## 「慶弔費等の支出に関する内規」

- 第1条 この内規における対象者は次のとおりとする。
- 1 (公財)全国高体連専門部役員(顧問・部長・副部长・常任委員・事務局長・事務局員・監事)  
(なお、永年に亘り本専門部の役員として貢献した者については、部長の判断により別に考慮する)
  - 2 全国高校総体・全国高校選抜大会に参加した引率教員・監督・コーチ・マネージャー・選手・大会役員・競技役員  
(ただし、競技会(大会)開催期間のみ適用)
  - 3 (公財)全国高体連主催又は(公財)全国高体連専門部主催・主管の合宿・講習会等に参加した引率教師・選手・指導者・役員(ただし、合宿・講習会開催期間のみ適用)
  - 4 (公財)全国高体連又は(公財)全国高体連専門部が関与する海外遠征・国際競技会(国際大会)に参加した監督・コーチ・選手・役員  
(ただし、海外遠征・国際競技会(国際大会)開催期間のみ適用)
- 第2条 弔事に対する儀礼、疾病及び障害に対する見舞金・保険金、大会ごと表彰・特別表彰に関わる費用、海外遠征・国際競技会(国際大会)出場に関わる補助金の支出については、次のとおりとする。なお詳細は部長の指示による。
- 1 弔事に対する儀礼  
上記第1条の1、2、3、4 対象者が死亡の場合(10,000円・供花1基)
  - 2 疾病及び障害に対する見舞金  
上記第1条の1 対象者が疾病又は傷害により1ヶ月以上の入院加療を要した場合(10,000円)  
(該当事等からの(公財)全国高体連専門部長への請求による)
  - 3 大会ごと表彰・特別表彰に関わる費用
  - 4 海外遠征・国際競技(国際大会)出場に関わる補助金
- 第3条 その他必要と思われる場合については、部長の判断による。
- 附 則 本内規は、昭和55年7月31日より施行する。  
本内規は、平成9年7月31日より一部 [附則] 改正し、施行する。  
本内規は、平成20年7月27日より一部 [1・2・3] を改定・追加し、施行する。  
本内規は、平成25年8月5日より一部 [第1条1・3・4、第2条] を改定し、施行する。  
本内規は、平成26年7月31日より一部 [第2条] を改定し、施行する。

## 「旅費等の支出に関する基準」

- 第1条 全国高校総体関係の旅費等の支出について次のとおりとする。
- 1 打ち合わせ・視察・・・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員  
→ (公財) 全国高体連専門部が負担
  - 2 組み合わせ会議・・・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員  
→ 開催都道府県が負担
  - 3 大会期間・・・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員  
→ 開催都道府県が負担

- 第2条 全国高校選抜大会関係の旅費等の支出について次のとおりとする。
- 1 組み合わせ会議・・・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員  
→ 開催都道府県が負担  
(ただし、常任委員の交通費は、全国各地区(ブロック)が負担)
  - 2 大会期間・・・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員  
→ 開催都道府県が負担

- 第3条 支給基準について次のとおりとする( (公財) 全国高体連専門部が旅費を負担する場合)
- 1 交通費は、勤務先と用務先との最寄の駅により起算する。
  - 2 勤務先と用務先の距離が100Km以上あり、新幹線を利用した方がよい場合には、新幹線料金を支給する。ただし、新幹線利用距離が100Km以上の場合とする。
  - 3 航空運賃は、用務時間と旅行経路とを考慮して支給する。
  - 4 (公財) 全国高体連専門部役員と各都道府県専門部委員長を兼ねている者は、所属都道府県高体連より支給されない部分を支給する。
  - 5 本専門部の用務期間中に、他の用務で他の団体等から旅費等(交通費・宿泊費・日当)の支給があった場合には支給しない。
  - 6 全国高校総体関係用務の場合には、全国高校総体開催都道府県実行委員会旅費基準による。それ以外の用務については、下記の支給基準による。

対象者	顧問・部長・副部長・常任委員・事務局長・事務局員・監事 全国高校総体・全国高校選抜大会関係の場合→大会規程料金
宿泊費	規程料金・指定料金のない場合→実費 用務の日程・内容により泊数を配慮する。
日 当	全国高校総体開催都道府県実行委員会支給基準による

費 目	交通機関距離	普通	急行	特急	新幹線
		旅客運賃	指定運賃	指定料金	指定料金
旅 費	0～100Km	○	○		
	100～300Km	○		○	○
	300～500Km	○		○	○
	500～700Km	○		○	○
	700～999km	○		○	○

- 第4条 受賞に関わる経費について次のとおりとする。
- 1 (公財) 全国高体連専門部よりの推薦者 → 原則としては、受賞候補者本人が負担
  - 2 各都道府県専門部よりの推薦者 → 受賞候補者の当該推薦専門部(各都道府県専門部)が負担
  - 3 各地区(ブロック)よりの推薦者 → 受賞候補者の当該推薦各地区(ブロック)が負担

- 第5条 関係会議関係の旅費等の支出について次のとおりとする。
- 1 (公財) 全国高体連会議・・・部長 → (公財) 全国高体連が負担
  - 2 (公財) 日本バドミントン協会関係・・・部長 → (公財) 日本バドミントン協会が負担
  - 3 その他、関係諸会議・・・部長(・副部長) → 関係団体が負担

附 則 本基準は、昭和55年7月30日より施行する。  
 本基準は、平成9年7月31日より一部(慶弔費等の支出に関する内規の4旅費等の支出に関する基準の5(6)の日当部分)改正し、施行する。  
 本基準は、平成20年7月27日より一部[1・2・3・4・5・表]を改定・追加・削除し、施行する。  
 本基準は、平成25年8月5日より一部(第1条1・3、第2条2、第3条4、第4条1、第5条1・2)を改定・追加・削除し、施行する。  
 本基準は、平成26年8月5日より一部(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条)を改定・追加・削除し、施行する。

(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部委員長会議を欠席する場合には、委任状をお願いします。

〇〇 年 月 日

## 委 任 状

(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部長 様

\_\_\_\_\_ 都・道・府・県バドミントン専門部

〇〇 年度(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部委員長  
会議の案件の議決・承認に関しては、一切(公財)全国高等学校体育連盟  
バドミントン専門部長に一任いたします。

## 専門部委員会規程

第1条 (公財) 全国高体連専門部規約第6章第14条により、本専門部の円滑な運営をはかるために、専門部委員会を設置する。

第2条 専門部委員会の構成は、委員長(副部長)及び委員(常任委員・事務局長・事務局員)とする。また部長は会を統轄する。

第3条 本専門部は、次の委員会を設置し、以下の業務を行う。

1 総務委員会

- (1) 総務
  - ア 事務全般
  - イ 各種会議の運営・資料の作成・記録
  - ウ 諸規程の管理
  - エ (公財) 全国高体連との連絡調整
  - オ (公財) 日本バドミントン協会との連絡調整
  - カ 各都道府県高体連専門部との連絡調整
  - キ その他関係諸団体との連絡調整
- (2) 財務
  - ア ホームページの管理・充実
- (3) 広報
  - イ 情報のネットワーク化
- (4) 登録審査
  - ア 留学生などの審査
  - イ 会員登録の審査

2 競技委員会

- (1) 事業
  - ア 大会開催の管理・監督
  - イ 競技規則改正等の連絡・伝達
- (2) 競技審判
  - ア 大会役員の配置
  - イ 競技運営・審判に関わる事項
  - ウ 競技役員(レフェリー)・審判員の養成と派遣
- (3) 医事管理
  - ア 選手のドーピングに関する事項
  - イ 選手の健康管理と医学的サポート(大会での医師・看護師・トレーナーの配置)

3 強化委員会

- (1) 選手強化
  - ア 研修合宿の企画運営
  - イ 競技力向上のためのチーム編成と強化練習
  - ウ (公財) 日本バドミントン協会との連携
  - エ 高校と中学校・大学等との連携強化の推進
- (2) 普及指導
  - ア 選手の普及・開発
  - イ 指導者の養成
  - ウ 選手のドーピングに関する事項

4 周年記念実行委員会( (公財) 全国高体連バドミントン専門部10の倍数周年事業)

- (1) 記念誌
  - ア 記念誌の編纂
  - イ 原稿の依頼及び收受
  - ウ 記念誌の配布
  - エ その他、必要な事項
- (2) 記念式典
  - ア 出席者の依頼文書の作成・発送及び收受
  - イ 記念式典及び祝賀会の計画立案及び実施
  - ウ 被表彰者の選定及び表彰
  - エ その他、必要な事項
- (3) 総務
  - ア 会計に関する事項
  - イ 文書の発送及び收受
  - ウ 記念品の選定及び配布
  - エ 記念Tシャツ及び記念誌の販売
  - オ 関係諸団体等との連絡調整
  - カ その他、必要な事項

附 則 本(内規)は、平成20年7月27日より施行する。

本(内規)は、平成25年8月5日より [第1条、第3条1・4] 改定し、施行する。

本(内規)は、平成26年7月31日より [第3条1・2・3・4] 改定し、施行する。